

KEIO UNIVERSITY  
KEIO/KYOTO MARKET QUALITY RESEARCH PROJECT  
(Global Center of Excellence Project)

KEIO/KYOTO GLOBAL COE DISCUSSION PAPER SERIES

DP2008-009

清末民初、揚子江中流域の棉花取引における  
不正の発生と解消のメカニズム

瀬戸林 政孝\*

**概要**

本稿では、19世紀末から20世紀初頭の中国湖北省漢口における輸出向け棉花取引で生じた不正問題（水気含有問題）を事例に、商取引における不正発生と不正解消のメカニズムについて検討し、不正の発生と解消を通じて、どのような棉花市場が形成されたのかを明らかにする。慣習的に行われてきた棉花取引における水気の含有は、先物取引の開始を機に、輸出棉花取引における不正行為として顕在化した。水気含有に対し、開港場における検査所の設置等によって組織的対応がとられたものの、その効果は限界を有していた。不正解消の要因は日本商社によって建設された繰綿工場等にあった。繰綿工場等によって流された棉花の情報は、市鎮等の情報を探索する場を通じて、小農や、産地や開港場の棉花行に伝達され、水気含有問題は解消に向かった。不正の発生と解消を通じて、日本商人と中国商人・小農との間に、品質がよければ高価格で売買されるという信頼が芽生え始め、棉花市場において信頼を重視する市場が萌芽したのである。

\*瀬戸林 政孝 慶応義塾大学大学院経済学研究科・商学研究科  
/京都大学経済研究所連携グローバルCOEプログラム研究員

KEIO/KYOTO MARKET QUALITY RESEARCH PROJECT  
(Global Center of Excellence Program)

Graduate School of Economics and Graduate School of Business and Commerce,  
Keio University  
2-15-45 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8345 Japan

Kyoto Institute of Economics,  
Kyoto University  
Yoshida-honmachi, Sakyo-ku, Kyoto 606-8501 Japan

## 清末民初、揚子江中流域の棉花取引における 不正の発生と解消のメカニズム

瀬戸林 政孝

(慶応義塾大学大学院経済学研究科・商学研究科/京都大学  
経済研究所連携グローバル COE プログラム研究員)

### 課題と分析視角

19 世紀中葉の東アジアの「開港」以降、開港場における財市場では様々な取引上の不正行為が発生した。特に、東アジアからの輸出品に対する不正行為は頻繁に見られた現象であり、日本でも中国でも粗製乱造問題として表面化した。量目を増やすこと、品質の劣悪化等、粗製濫造のケースは多様であるが、総じて、買付商人が求める品質に達しないことが問題であった。

こうした粗製濫造問題が発生した要因に関し、先行研究では、第一に、市場への新規参入者の急増による商取引における混乱、第二に、技術的問題から生じたことが指摘され、制度的・組織的対応によって解消されたことが明らかにされている<sup>1</sup>。

この点に加えて、最近の研究では、不正発生の要因として次のような事柄が指摘されている。例えば、明治期日本の生糸取引では、見本取引が行われるに至って、売込商が見本と同じ生糸を持参しなかったため、外商との取引紛争が生じた。しかし、売込商は故意に見本と異なるものを持参したというわけではなかった。日本の見本取引の慣習では、厳密に見本と同じ品物を取引するのではなく、見本違いの場合には割引くなどの柔軟な対応が取られていた。そのため、結果的に、相手を騙すという不正取引が顕在化したことが指摘

---

\* 本稿は、慶応義塾大学大学院経済学研究科・商学研究科/京都大学経済研究所連携グローバル COE プログラムの研究成果である。本稿の作成に当たっては、古田和子氏（慶応義塾大学経済学部教授）、杉山伸也氏（慶応義塾大学経済学部教授）、牛島利明氏（慶応義塾大学商学部教授）、神田さやこ氏（慶応義塾大学経済学部准教授）、島西智輝氏（立教大学経済学部助教）より貴重なコメントを頂いた。記して感謝したい。

<sup>1</sup> 井川克彦「明治初期における日本生糸の粗悪化と産地銘柄」『日本女子大学紀要文学部』第 55 号（2006 年 3 月）；橋野知子『経済発展と産地・市場・制度 - 明治期絹織物業の進化とダイナミズム - 』ミネルヴァ書房、2007 年、第 4 章；四方田雅史「戦前期花筵製造業をめぐる日本・中国間制度比較 - 日本の領事報告の分析を通じて」『日本研究』第 29 集（2004 年 12 月）。

されている<sup>2</sup>。

この事例が示すことは、不正行為は必ずしも相手を騙そうという積極的な意思が働いた行為ではないということである。この事例を強調すれば、積極的に相手を騙そうという意思が働いた結果として不正行為が発生する方が少なく、ある社会で慣習的に行われてきた行為が異なる社会で受け入れられなかった結果として、不正問題が顕在化するパターンの方が多かったのではないだろうか。また、そうであったからこそ、不正行為が個々の事例としてではなく、東アジアにおける商取引一般の問題として顕在化したと思われる。

以上のように、不正問題を捉えた場合、19世紀末から20世紀初頭における不正の発生と解消の過程を通じて、東アジアの財市場はどのように再形成されたのであろうか。

本稿では、19世紀末から20世紀初頭の中国湖北省漢口における輸出向け棉花取引で生じた不正問題（水気含有問題）を事例に、商取引における不正発生と不正解消のメカニズムについて検討し、不正の発生と解消を通じて、どのような棉花市場が形成されたのかを明らかにしたい。

20世紀初頭の中国棉花市場では、日本・上海における紡績業の勃興によって、工業原料向けの棉花需要が拡大していた。紡績工場では機械生産に適した品質の棉花が望まれ、紡績工場向けに棉花を買付ける商人にとって、買付ける際の棉花の品質は決定的に重要となった。

この点に加えて、東アジアでは19世紀末まで在来の短繊維棉花を原料とする太糸・厚地布生産が行われていたが、紡績業の進展とともに欧米産の長繊維棉花を原料とする細糸生産が展開し、東アジア産とは異なる種類であった長繊維棉花の需要が発生し、求められる棉花の種類にも変化が生じていた。

拙稿で明らかにしたように、1890年代以降、東アジアにおける短繊維棉花需要の拡大と棉花価格の高騰によって、小農は棉花生産地の拡大と他の農産物から棉花への作付け転換を進展させ、短繊維棉花生産を拡大していた。一方、1890年代以降、東アジア市場における長繊維棉花需要の発生と中国政府等による棉花改良政策の進展とともに、中国でも長繊維棉花（以下、米国種棉花と呼ぶ）生産が開始され、日本商社等の産地買付と呼ばれる生産地への進出による農産物の買付によって、米国種棉花生産と日本向け輸出が拡大してい

---

<sup>2</sup> 谷山英祐「明治初期横浜居留地の生糸取引における制度とその形成過程 - 『連合生糸荷預所事件』の経済的意義 - 』『社会経済史学』第74巻第2号（2008年7月）。

た<sup>3</sup>。

中国棉の水気含有問題は、紡績業向けの短繊維棉花需要が拡大し、さらに日本向け棉花が米国種棉花にシフトする中で、発生し、そして、解消へと向かった。中国棉の水気含有問題を正面から取り上げた先行研究はほとんどなく、高村直助が若干言及するにとどまっている。開港場における品質検査機関の設置等の組織的対応によって、水気含有問題が克服されたことが指摘されているが<sup>4</sup>、水気含有問題に関する研究は充分ではない。

以上を踏まえて、本稿の第一の課題は、棉花輸出に際し、水気含有問題が発生した要因を明らかにすることである。中国では、商品に水を加えて量目を増やすという行為は慣習的に頻繁に見られた。19世紀に海外向けに輸出された茶や綿布にも相当量の水が含有されていたことはよく知られている。こうした行為は、本論で述べるように、取引時の商品の市場価格が普段よりも相対的に下落した時に生じた。つまり、取引時の市場価格が不正の発生するキーポイントとなっていたのである。また、先行研究では、商品に水気を含有させることを不正と解釈し、商取引における水気含有の意義を明らかに出来ていない。そこで、第1節では、市場価格に注目して、水気含有の経済学的意義を確認し、不正の発生要因を明らかにしたい。

本稿の第二の課題は、中国商人や小農が工業原料としての棉花の品質や種類をどのように認識したのかを検討し、水気含有問題の解消要因を明らかにすることである。棉花が手工業品である手織綿布の原料から工業原料に転換することによって、棉花の原料としての品質や種類が重視されるようになった。そのため、紡績業向けの棉花取引が開始されると、生産者や商人は、工業原料向けの棉花を取引することが求められた。そこで、第2節では、工業化の進展によって工業原料としての品質や種類が求められるようになった市場を中国小農や商人がどのように認識し、市場の変動に対してどのように対応し、品質問題がどのように克服されたのかを明らかにしたい。

以上の分析から、19世紀末から20世紀初頭に東アジアの紡績業が進展する中で、どのような棉花市場が形成されたのかを最後に指摘する。

---

<sup>3</sup> 瀬戸林政孝「清末民初揚子江中上流域における棉花流通」『社会経済史学』第71巻第6号（2006年3月）；同「20世紀初頭華北産棉地帯の再形成」『社会経済史学』第74巻第3号（2008年9月）。

<sup>4</sup> 高村直助『日本紡績業史序説 上』塙書房、1971年、274頁。

## 第1節 水気含有問題の発生メカニズム

### (1) 棉花輸出の拡大と競争の促進

#### ①棉花取引における最初の問題と競争の発生

大阪、上海紡績業が勃興した1880年代以降、東アジア棉花市場では紡績業向けの棉花需要が拡大した。輸出市場であり、消費市場でもあった上海では、日本商社と中国商人との間で、棉花獲得競争が開始された。

江南では、明清期以降、手織綿布生産が展開し、棉花需要が拡大するとともに江南周辺の産棉地帯に加えて、揚子江中流域や華北等の産棉地帯から棉花が集荷されるようになり、中国最大の棉花消費地を形成していた。19世紀末には、手織綿布の原料が棉花から機械製綿糸に転換したものの、在来棉業部門の棉花需要は急激に減少したわけではなかった。さらに1890年代以降、上海に紡績業が勃興し、棉花需要は拡大していた。

一方、日本では、紡績業の勃興に伴って、日本棉とほぼ同質でより廉価な中国棉の使用が1885年頃から増加し<sup>5</sup>、輸入棉花のほとんどは中国棉であった。1890年代以降中国棉に加え、インド棉・アメリカ棉の輸入量が拡大すると、輸入量に占める中国棉のシェアは減少するが、絶対量は1900年代以降も60~80万担を推移していた。

当初、中国棉輸入は、大阪川口の中国商人を主要な担い手としていた<sup>6</sup>。1880年代末まで日本商の占める割合は20~30%程度であったが、1890年代以降、50%以上に達した<sup>7</sup>。もちろん、その多くは上海から輸入された。

1890年代の上海には上海近郊、江南の常熟・太倉・嘉定・通州等の産棉地帯で生産された棉花が集散されていた。産地の花行（棉花問屋）は定期市や鎮市で小農が持参した棉花を買い付け、遠隔地取引を請け負った客商等を通じて上海の花行に売却した。このように集荷された棉花を日本商社や紡績工場等の棉花買付商は、上海の花行から購入した。

日本商社が棉花を買付けるにあたって、最初に直面した問題は、中国の繰綿技術であった。生産された棉花（実棉）は繊維部分と種子の核の部分で構成され、それを分離する作業のことを繰綿と呼び、繰綿された棉花は繰綿と呼ばれる。重量は繊維部分1に対して、種子の部分が2~3である。種子の部分には油が含まれるため、農村では、種子を搾油し、食料品や点灯用として消費した。一方、繊維部分は綿布の原料である。元来、手織綿布の

<sup>5</sup> 高村直助「中国における日本紡績業の形成」『社会経済史学』第45号第5巻（1980年12月）、83頁。

<sup>6</sup> 安川雄之助『三井物産筆頭常務 安川雄之助の生涯』東洋経済新報社、1996年、18頁。

<sup>7</sup> 山口和雄『近代日本の商品取引 - 三井物産を中心に - 』東洋書林、1998年、43-44頁。

原料であった棉花は、在来の手繰機等によって繰綿されていた。しかし、この方法では繊維部分が断裂したり、種子や粕等を含んだりすることが多く、紡績用には不向きな方法であった<sup>8</sup>。

こうした問題を克服するために、日本の紡績会社は日本国内に繰綿工場を設けるか、あるいは、日本商社が中国国内に繰綿工場を建設した<sup>9</sup>。日本国内で繰綿するには、実棉を輸入する必要があったが、実棉輸入には次のような制約が存在した。

第一に、繰綿前の実棉の重量は繰綿の約 2~3 倍であり、実棉を輸入すると、不要部分を多く輸入しなければならなかった。第二に、不要部分から抽出される油分は、中国国内では重要な生活品であった。そのため、実棉ではなく繰綿を輸入する必要があった。

以上の二つの点を克服するために、日本製の繰綿機械を輸出し、中国での繰綿を望む要求が強くなり<sup>10</sup>、三井物産の主導の下、繰綿工場建設が計画され、1889 年に英米独仏に日本を加えた五カ国共同で上海棉花会社が設立された。しかし、1895 年の下関条約まで中国国内における外国人の工場敷設経営権は認められていなかったため、工場経営は事実上困難であり、頻繁に中国政府と紛争が生じ、設備を拡張するための繰綿機を中国に輸入することも妨げられた<sup>11</sup>。

しかしながら、繰綿技術を克服したのは、この繰綿機輸入であった。工場で使用するための繰綿機の輸入は困難であったが、中国国内で販売される繰綿機の輸入は許可されていたのである。日本製繰綿機は中国市場で好評を得、瞬く間に普及し<sup>12</sup>、上海や漢口等の開港場の繰綿工場に加えて鎮市等の在来の繰綿工場でも手繰機から日本の中桐製の足踏み繰綿機への転換が見られ、手動式の繰綿機の使用は減少した<sup>13</sup>。日本製の足踏み繰綿機は生産性が高い上に比較的簡単な構造であったため、1890 年代には日本製品の模造ないし改良品が現れ、足踏み式繰綿機の輸入代替が一気に進展し、上海・漢口では 20 世紀初頭には日本品にとって代わった<sup>14</sup>。

下関条約以降、工場建設が可能になると、開港場で日本資本の繰綿工場建設が進められ

<sup>8</sup> 高村直助『日本資本主義史論』ミネルヴァ書房、1980 年、156 頁。

<sup>9</sup> 高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、1982 年、45 頁。

<sup>10</sup> 波多野善大「下関条約第六条第四項の成立した背景について」『近代中国研究（近代中国研究委員会）』第一輯（1958 年 4 月）、65 頁。

<sup>11</sup> 孫毓棠編『中國近代工業史資料 第一輯 1840-1895 年 上冊』科学出版社、1957 年、88-92 頁。

<sup>12</sup> 高村『日本紡績業史』、238 頁。

<sup>13</sup> 孫『中國近代工業史資料』、97 頁。

<sup>14</sup> 小山正明『明清社会経済史研究』東京大学出版会、1992 年、538-540 頁。

た<sup>15</sup>。その結果、繰綿技術に関する問題は、一気に克服された。しかし、繰綿技術が克服された結果、取引量の拡大とともに商人間の棉花買付競争が進展し、更なる問題が浮上した。下関条約以降、棉花の水気含有問題が顕在化したのである。

## ②水気含有問題の発生

棉花の水気含有問題とは、棉花に水を故意に染み込ませ、重量を重くすることで、取引時の重量を不正につり上げることである。輸出棉花取引における水気の含有量は、最大で棉花の20%を占めることもあった。

水気含有問題は1885年の棉花取引開始時から存在したが、大問題となることはなかった。中国棉は自然に約10%の割合で水気を含み<sup>16</sup>、水気の含有は中国棉輸入において不可抗力の問題であったからである。しかし、1890年代後半以降、水気含有問題は棉花取引における最大の問題として顕在化することとなった。その契機は、下関条約以降の日本の揚子江中流域への本格的進出にあったのである。

下関条約による揚子江中流域の沙市等の開港、96年の日清通商航海条約による安慶他五港の立寄港承認、98年の内港行輪章程による内地貿易船の不開港場間の航行認可等によって、日本船舶の進出が本格的に開始され<sup>17</sup>、揚子江流域と日本間の輸送網が整備された。

こうしたインフラ面の充実とともに、日本商社は揚子江中流域へ進出し、棉花買付を開始した。進出の中心地は漢口であった。揚子江中流域は清代以来の重要な産棉地帯であり、中国の東西を結ぶ揚子江、華北とつながる漢水、華南とつながる洞庭湖の交錯地に位置した漢口には、中国内陸部で産出される棉花が集荷されていた。

三井物産は1900年に、日本棉花株式会社は1904年に漢口に支店を開設し、揚子江中流域での棉花買付を展開した。揚子江下流域に加えて、揚子江中流域でも棉花の買付競争が生じ<sup>18</sup>、以下で述べるように、競争の中心は上海から漢口に移ることとなった。

1895年以降、上海では紡績業が発展し、錘数は1894年の数万錘から1919年の88.6万錘<sup>19</sup>へと急激に拡大し、江南の産棉地帯で生産される棉花の多くは上海の紡績業に供給され

<sup>15</sup> 李文治編『中国近代農業史資料 第一輯 1840-1911年』生活・讀書・新知三联書店、1957年、411頁。

<sup>16</sup> 欧米では、約8.5%程度であった。

<sup>17</sup> 海運に関する研究として、小風秀雅『帝国主義下の日本海運』山川出版社、1995年；片山邦雄『近代日本海運とアジア』御茶の水書房、1996年、第6章を参照。

<sup>18</sup> 瀬戸林「清末民初揚子江中上流域」、7頁。

<sup>19</sup> 中国近代紡織史編纂委員会編『中国近代紡織史 下巻』中国紡織出版社、1997年、444

た。1910年代末には、「上海棉は可なり豊作なれども従来支那紡績の買進みに依り米印棉に比し甚だ割高となり日本への輸出商談出来ざりし…漢口棉は裡河蔡甸地方日に百袋内外出廻り居り品質も良好なれども武昌紡績及河南帮の買進みにて是亦日本との出合面白からざれども出荷増加に従ひ相場下向の傾向あり且又為替相場上騰の折柄なれば是亦将来有望と云ふべし」<sup>20</sup>とあるように、輸出向け棉花の取引は上海から漢口に移行していた。

さらに、1900年代には日本商社資本の在華紡建設が上海で開始され、上海の日本商社は在華紡向けの棉花買付も行うようになった。例えば、三井物産上海支店が扱った上海棉の内、上海紡績業に売り込まれた量は、1910年が約11万担の内約9万3千担、1912年が約8万8千担の内約6万3千担、1913年が約7万6千担の内6万3千担であり、日本商社が上海で買付けた上海棉の多くは上海の紡績会社に売り込まれた<sup>21</sup>。1910年代中葉には、日本向け輸出棉花に占める割合は漢口棉花が最も多く<sup>22</sup>、また、1910年代には三井物産等の日本商社は上海の在華紡である上海紡績や内外棉向けの棉花買付も漢口で行うようになり<sup>23</sup>、棉花買付の競争の中心は漢口に移ったのであった。

以上のような競争の中心の移行とともに1895年頃から重量を増やすという目的のために水気の含有が過度に行われ、棉花の水気含有問題が顕在化した<sup>24</sup>。水気の含有は、次のような弊害を引き起こした。

第一に、水を含んだ棉花を使用した場合、紡績機に錆が生じること、第二に、水気を多く含んだ棉花を再び乾燥すると中国棉固有の光沢が滅却するとともに黴斑が生じ、さらに繊維の強度が弱まり切れ易くなること、である。

水気の含有割合の上昇は紡績機械の正常な運転に妨害を与えたので<sup>25</sup>、水気含有問題は、工場生産にとって極めて重要な問題であったし、日本紡績業向けの棉花を買付ける日本商社にとっても同様であった。

20世紀初頭には、各日本商社は特定の紡績会社と特約関係を結び、紡績会社は棉花買付と機械製綿糸売込を商社に委託していた。そのため、棉花を買付けると同時に手織綿布の原料となる日本製綿糸を売り込むことのできた中国の産棉地帯は、日本商社にとって重要

---

頁。

<sup>20</sup> 「棉花商況」『日本棉花週報』第66号（1917年9月29日）、2頁。

<sup>21</sup> 三井物産合名会社編『三井物産支店長会議議事録 8』1913年、154頁。

<sup>22</sup> 大蔵省主税局『大正三年外国貿易概覧』1915年、541頁。

<sup>23</sup> 三井物産『三井物産 10』1916年、71頁。

<sup>24</sup> 加藤辰弥『支那の棉業』1917年、336頁。

<sup>25</sup> 巖中平『中国棉紡織史稿 1289-1937』科学出版社、1963年、303頁。



な棉花買付地であった。

しかし、上海近郊の産棉地帯には、日本製綿糸が売り込まれる以前に、上海製綿糸が浸透していたので、上海近郊では、棉花買付と日本製綿糸の売込が困難であった。一方、揚子江中流域の湖北省の産棉地帯では、1890年代まで棉花を原料とする手織綿布生産が多く行われていたため、その原料を買付けることによって、手織綿布の原料となる日本製綿糸を売込むことが可能であった。日本商社にとって、揚子江中流域における棉花買付は、他地域の買付にはない特殊性を有していたのである<sup>26</sup>。

漢口には、1893年に官営の武昌織布局・紡紗局が開設され、機械製綿糸の生産が開始された。開業の当初、武昌紡紗局では棉花の大部分に上海産の通州棉が使用されたが、1902年以降湖北産の棉花のみが使用されることとなった<sup>27</sup>。

こうして、漢口は棉花の集散市場と消費市場としての二側面を有することとなり、二側面からの棉花需要の拡大は、棉花買付に従事する商人間の棉花獲得競争を進展させた。

1900年代前半の漢口における棉花の買付状況を表したものに、

「漢口ニアリテ棉花ノ買入レニ従事スルモノハ支那人ニテハ上海、四川、雲貴ノ商売多ク外人ニテハ日本ノ中桐日信東興三井吉田等ナリ」<sup>28</sup>

とあるように、棉花買付に従事した商人は、武昌紡紗局向けの棉花を扱っていた湖北商人、漢口で棉花を買付ける四川・上海・雲南・貴州等外来の中国商人、および、日本商社であった。棉花獲得競争が熾烈を極めた結果、後述するように、棉花の水気の含有割合が上昇した。

## (2) 不正の発生とその要因

### ①水気含有の発生とその意義

不正発生の根本的な要因は、棉花獲得競争にあった。そこで、棉花獲得競争が激化する過程で、棉花取引にどのような変化が生じたかをみていこう。

小農は産棉地帯で生産した棉花を周辺の定期市、鎮市に持ってきて、市場に滞在する花行に売却する<sup>29</sup>。産地の花行の多くは繰綿業を兼業し、買い集められた棉花の多くは産地に

<sup>26</sup> 瀬戸林「清末民初揚子江中上流域」、11頁；同「20世紀初頭揚子江流域における機械製綿糸の流入と在来織布業」『中国研究月報』第62巻第6号(2008年6月)、第1節を参照。

<sup>27</sup> 水野幸吉『漢口：中央支那事情』富山房、1907年、119頁。

<sup>28</sup> 根岸佶『清国商業綜覧 第五巻』丸善、1906-1908年、312頁。

<sup>29</sup> 駒井徳三『支那棉花改良ノ研究』1919年、91頁。

て足踏み式繰綿機で繰綿される。繰綿された棉花は、漢口の棉花行に派遣された仲介人に売却され、もしくは売却を委託した客商を通じて漢口の棉花行に売却される。もちろん、漢口の花行が近隣で生産される棉花を直接買付ける場合もあった。漢口の棉花行の多くも繰綿業を兼務し、漢口近隣から買い集められた棉花は漢口で繰綿された。こうして棉花行によって漢口に集められた棉花は、漢口の棉花行を通じて、中国商人、もしくは、日本商人に売却された。棉花取引の拡大を通じて、漢口に集荷される棉花の量も拡大し、産地と漢口の棉花行間の取引も拡大した。

漢口棉花輸移出が開始されて以降、棉花行と日本商人間では現物取引が行われていた。スポットで取引が行われ、日本商人は棉花行が有する棉花を現金で買い付けた。もし、短期間で大量の棉花を買付けたい場合には、棉花行に近隣での棉花買付を委託し、棉花の品質によって価格を設定し、適宜、買付に必要な資金の前貸しが行われた。

しかし、取引が拡大し、商人間の買付競争が激化するにつれ、現物取引ではなく、先物取引が選択されるようになった。それによって大量の棉花を買付けることが期待されたのである。先物取引では、先に約定価格を設定し、取引額が少量であれば全額先払いし、取引額が大きければ取引額の 5 割程度を先払いした。

例えば、ある年の先物取引では、中国商人が産地における当年の棉花の品質、生産高を調査・予想し、陰暦 8 月頃に漢口の棉花商人と本年収穫されるはずの「…産、…商標、…斤（重さ）」の棉花を「銀…両（価格）」で十月末に引き渡すことを口頭あるいは書面で契約した。注文した棉花よりも品質が粗悪であった場合、買主は現金の返済を請求するか、破約することが可能であった<sup>30</sup>。

先物取引は開港場を中心に周辺に広まり、例えば、漢口への重要な棉花供給地の一つであった沙市でも 1910 年代には先物取引が主流な取引方法となっていた<sup>31</sup>。

こうした取引方法の変化とともに、水気含有問題が発生した。水気を含有した犯人は、生産者である小農と繰綿業を兼務する棉花行であった。その方法は、室内の敷物の上に、繰綿した棉花を 15 cm 程度の厚さに敷き詰め、その上に噴霧器を用いて噴霧し、一晩置くというものであった。一晩経つと、水気は棉花に均等に含まれた<sup>32</sup>。棉花に水気を含ませることによって、取引時における棉花の量目を実量より多く見せるとともに、棉花に光沢を与

<sup>30</sup> 東亜同文会編『支那経済全書 第八輯』東亜同文会編纂局、1908 年、580 頁。

<sup>31</sup> 「沙市地方棉花取引状況」『通商公報』第 303 号（1916 年 4 月）、4 頁。

<sup>32</sup> 「漢口ニ於ケル棉花（上）」『支那経済報告書』第 12 号（1908 年 10 月）、16-17 頁；中岡孫一郎『中清地方棉花調査報告書』1908 年、96-97 頁。

え、外観を一時的に向上させることができた。

では、棉花行等が、不正を行うのはどんな時であったのであろうか。水気含有が行われる発生パターンは3点指摘されている。

第一に、現物取引の場合、価格が大幅に下落する時、水気の混入が行われた。第二に、産地の棉花行が小農より棉花を買付ける際に、競争的な買付が行われたため、小農は容易に棉花行の買付に応じることがなくなり、棉花行は小農からやや高めの価格で棉花を買付けざるを得なくなった。そのため、棉花行が棉花を売却する時、多少の注水を行って、買付時の損失を埋め合わせた。第三に、先物取引の場合、約定価格より市場価格が下落した時は解約されることを恐れて敢えて水気を混入しないけれども、市場価格が高騰した時、水気を混入した<sup>33</sup>。

第二のパターンでは、農家から高めの価格で購入し、現物取引で棉花を売却するので、第一と同様に、市場価格が下落している時、水気が混入されたことを示す。

水気の含有が中国で慣習的に行われていたことは周知の事実であり、第一と第二のパターンが示すように、売り手が望む価格よりも市場価格が下落した時、水気が含有され、それによって価格の下落による損失を補填することができた。このことは、水気の含有という行為が、相手を騙そうとした不正行為ではなく、取引時の市場価格が下落した時の価格変動リスクを回避するための慣習的な方法であったことを示唆している<sup>34</sup>。

しかし、現物取引から先物取引への移行によって、現物取引における水気の含有行為は相対的に減少した。20世紀初頭における輸出棉花に対する水気の含有のパターンとして、当時の資料が特に強調しているのが、第一と第二のパターンとは対照的な第三のパターンであった。つまり、先物取引契約時の約定価格よりも取引時の市場価格が高騰した時、棉花行は「先物取引ヨリ生シタル損失ヲ軽減セムト欲スル」ために<sup>35</sup>、棉花に水気を含有させたのである<sup>36</sup>。

棉花行が、取引時の価格の上昇分を「損失」と捉えているのは非常に興味深い。なぜな

---

<sup>33</sup> 東亜同文会編『支那経済全書 第八輯』東亜同文会編纂局、1908年、566頁。

<sup>34</sup> 水気含有は相手を騙す行為ではない。なぜなら、水気含有は、中国社会で広く認識されていた行為であり、取引相手もまた、水気含有が行われていることを当然知っていたはずだからである。本稿では、水気含有という行為を社会全体が理解し、水気含有という慣習的行為が、社会全体でリスクを共有するためのシステムの一つとして機能していたと考える。

<sup>35</sup> 「漢口」、16-17頁。

<sup>36</sup> 臨時産業調査局編『支那ノ棉花ニ関スル調査』其ノ二、湖北省、1919年、125頁。

ら、先物取引は将来の売買についてある価格での取引を保証する制度であるからである。売り手・買い手は、先物取引を通して、将来の価格変動によって生じるリスクを回避することができるのである。しかし、棉花取引における先物取引は価格変動リスクを回避するために開始されたのではなく、競争の激化に伴う棉花の大量買付の困難を克服するために開始された。

棉花行にとっての先物取引は、価格変動リスクを回避するための取引ではなく、将来の価格を設定された取引であり、取引時の市場価格の上昇を価格変動による「損失」と捉え、水気の含有によって重量を増し、「損失」を補填したのである<sup>37</sup>。

中国では、清代から先物売りは広汎に存在したであろうとされる<sup>38</sup>。しかし、実際に将来の価格を設定していたかどうかは定かではない。また、価格変動の伸縮幅にも違いがあった。つまり、明清時代には、価格変動の大きさは短期的にはそれほど大きくなかったものの、20世紀初頭の棉花は世界商品であり、短期的な価格変動が激しかった。そのため、契約時と取引時の価格差は、今まで棉花行が経験したことのないものであったと想定される。

従来中国商人が慣習的に行っていた先物取引と棉花取引を通じて開始された先物取引は、イコールではなく、少なくとも、先物取引で設定された約定価格と取引時の市場価格の差に対する認識は異なっていた。価格変動のリスクを回避するために、水気の含有が慣習的に行われていた中国では、先物取引であっても、取引時の市場価格が高騰すれば、価格変動の損失を補填するために水気の含有が行われたのである。

そのため、現物取引と先物取引、どちらの場合でも水気の含有という行為は、相手を騙そうという積極的な不正行為ではなく、価格変動のリスクを回避するための手段であり、水気を含まない工業原料としての棉花が市場で求められた結果、顕在化した「不正行為」だったのである。

また、先物取引の開始は、水気の含有の慢性化を促進した。慢性化の構造を表したものが図1である。横軸は時間の流れ、縦軸は価格を表している。aの時点に約定価格Aで先物取引が契約されたとしよう。この場合、商品の受け渡しが行われるbの時点で市場価格がAを上回れば、水気が含有される。下回った時は、先物取引を要因とする水気の

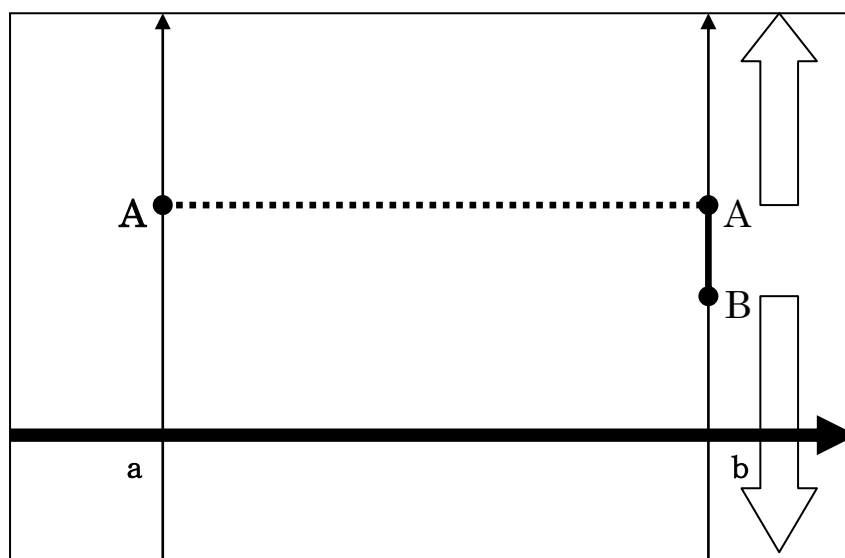
---

<sup>37</sup> 水気の含有を行わなかったとしても、契約時の量を引渡すのではなく、前渡し金等に相当する量だけを引渡すことによって、損失を回避する場合もあった（臨時産業『支那ノ棉花』其ノ二、湖南省、51頁）。

<sup>38</sup> 岸本美緒『清代中国の物価と経済変動』研文出版、1997年、111頁。

含有は行われませんが、市場価格が下落すると、安価な棉花を求めて現物取引が拡大する<sup>39</sup>。現物取引では市場価格が下落すると慣習的に水気の含有が行われていた。仮に、棉花の売り手が損失と感じる価格の境界を B と設定すると、市場価格が B を下回ると現物取引では水気の含有が行われる。不正が行われないのは、価格が A と B の間にある時だけである。つまり、先物取引の開始は、中国棉花の取引において、ほとんど慢性的に水気の含有が行われる構造が形成されたことを示しているのである。

図 1 水気含有の慢性化



一方で、買い手はこの不正に対し、契約を解除することも可能であった。しかし、20 世紀初頭の急激な棉花需要の拡大期に、競争的に棉花の買い付けが行われたときには、15% 程度までの水気が含まれる棉花も取引されたという<sup>40</sup>。

## ②水気含有の発生条件

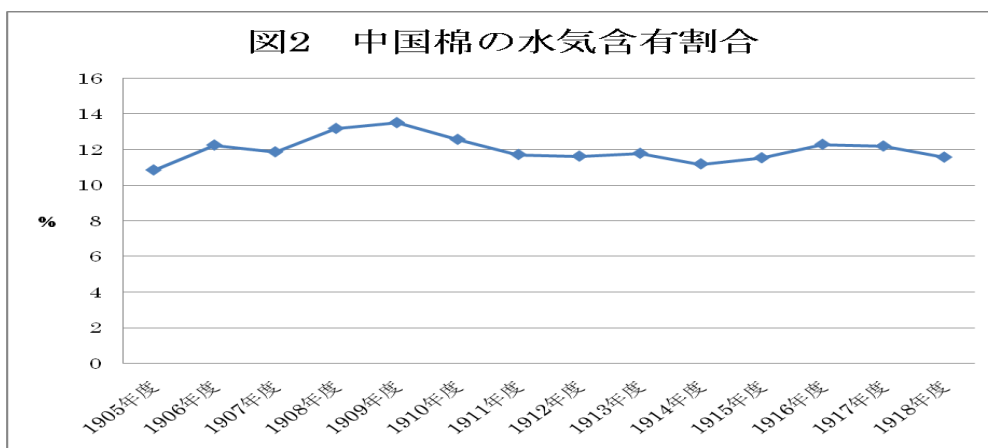
最後に、水気含有の発生条件を水気の含有割合の変遷と先物・市場価格の関係から確認しておこう。

図 2 は神戸・大阪に輸入された時点での中国棉の水気含有割合を棉花年によって、示したものである。棉花年は、一般的に収穫時期に当たる 9 月から翌年の 8 月までを一年とする。水気は自然蒸発してしまうため、本図の含有割合は中国での取引時の含有割合を示し

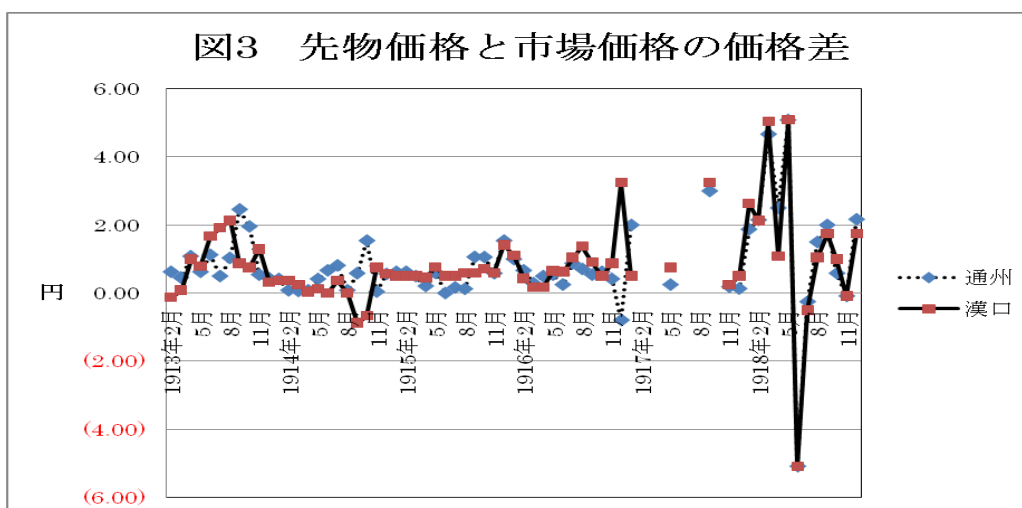
<sup>39</sup> 価格の低下に乗じて、注文を増発すると注文した棉花の含水量が増すことが指摘されている（東亜同文会編『支那経済全書 第七輯』東亜同文会編纂局、1908 年、866 頁）。

<sup>40</sup> 上海出版協会調査部編『揚子江の富源と需給』上海出版協会、1925 年、340 頁。

たものではないが、自然蒸発後の最低限の含有割合として捉えるのであれば、含有割合の変遷を示した図として用いることが可能であろう。この点に加えて、1910年代には、紡績業向けでなく、相対的に品質が問われない脱脂綿等の原料としての棉花も華北の天津から輸入されていた<sup>41</sup>。これらの棉花には水分が多く含有されていたが、図2の含有割合はこうした棉花を含む数字である。また、先に記したように、自然時における水気の含有割合は10%程度であった。以上を考慮しながら、図2を検討すると、水気の含有割合は、1909年度には14%弱にまで上昇したが、それ以降急減し、1915年度まで12%程度を推移していたことがわかる。1916・17年度には若干上昇したが、1918年度には12%以下に減少した。以上の含有割合の推移については、後述する。



出所：『月報』第52号 - 第316号より作成。



出所：日本棉花同業會編『日本棉花同業會月報』第20号 - 231号より作成。

図3は1913年から1918年までの漢口棉と通州棉（上海棉）の先物価格と市場価格の差

<sup>41</sup> 瀬戸林「20世紀初頭華北産棉地帯」、31頁。

(先物価格－市場価格)を比較したものである。1912年以前の状況は不明であるが、1913年以降、いくつかの例外を除けば、両価格は、先物価格>市場価格という関係にあったことがわかる。市場価格>先物価格であれば、先物取引で不正が行われるが、図1に記したように、先物価格>市場価格であれば、先物取引では不正は行われませんが、現物取引で不正が行われた。

ここで、図2と図3を比較することによって、図1で示した価格AとBの差、つまり、市場価格が先物価格をどのくらい下回ったら、現物取引で水気の含有が行われるのかを推察しておこう。1910年代に水気含有割合が拡大していたのは、1913年度(1913年9月～1914年8月)、1916年度(1916年9月～1917年8月)、1917年度(1917年9月～1918年8月)である。この3年度に共通するのは、先物価格が市場価格を2円以上大きく上回っていた月があったことである。このことは、図1で示したABの長さは約2であり、市場価格が下落すると、現物取引による買い付けが増加し、さらに、市場価格がBを下回ったため、水気の含有が行われたことを示している。

そのため、水気含有が行われる条件は、第一に、市場価格が先物価格を上回った場合、第二に、先物価格が市場価格を2円以上、上回った場合であったと考えられよう。反対に、水気が含有されないための条件は、先物価格が市場価格を2円より超えない程度に上回った時だけであった。

このように価格変動リスクを回避するための行為が慢性的に行われるようになった輸出棉花取引において、水気含有問題はどのように解消されていったのであろうか。次節で検討していく。

## 第2節 不正の解消メカニズムと繰綿工場

### (1) 不正に対する組織的対応とその限界 - 輸出港上海における対応

20世紀初頭の東アジアで生じた粗製濫造問題に関し、先行研究は、粗製濫造問題が制度的・組織的対応によって解消されたことを指摘している<sup>42</sup>。そこで、本節でも先ず、水気含有問題に関して、組織的対応を検討してみよう。

棉花の水気問題に対して、最初に対応を試みたのは日本であった。水気問題が顕在化した下関条約締結直後の1896年に、水気の多い棉花の買取りを拒否する水気清国棉排除会が、

---

<sup>42</sup> 日本の事例に関して、橋野『経済発展と産地』、第3章を参照。中国の事例に関して、四方田「戦前期花筵製造業」を参照。

紡績連合会の主導によって発足し、横浜・大阪・神戸・長崎の四港に検査所を設けて不正棉花を排除した。また、この組合に参加しない商人は紡績業者に棉花を売り渡すことができないこととした。

一方、中国では、不正棉花に関して、一貫して上海における対応によって対策が講じられた。なぜなら、揚子江流域の輸出向け棉花は上海で河川用の汽船から航海用の汽船に積み替えざるを得なかったため、漢口から輸出された棉花は一度上海の倉庫に入れられるか、もしくは積み替えを必要としたからである<sup>43</sup>。そのため、輸出棉花の検査は上海で行われ、漢口に検査所が設置されることはなかった。

中国サイドの対応は 1901 年に始められた。上海の紡績業者の不正棉花防遏の請願によって、上海道台の下で水気問題に対する対抗策が講じられ<sup>44</sup>、加水棉花防遏協会が設立された。さらに、上海道台黄祖絡、袁樹勛等は水気棉花売買禁止令を發布し、官立水気検査所を設置し<sup>45</sup>、外国商人が中国商人の不正を訴えた時、違反者に対して上海道台が罰金を課金することを取り決めた<sup>46</sup>。

官立検査所の設立以降、日本の各港の検査所は水気棉の再検査機関となり、上海 - 各港間との検査体制が整備されたかに見えた。しかし、水気問題は、「先物取引多キ為何等好成绩ヲ見ル能ハスシテ水気八年一年ニ増加シテ殆ント停止スル所ナキ有様ナリキ」<sup>47</sup>という状態にあり、検査体制は有効に機能しなかった。

官立の水気検査所が有効に機能しなかったため、1906 年に三井物産・日本棉花株式会社等の棉花輸出同業者は日本棉花輸出商を中心に上海棉花輸出商組合を組織し、上海棉花水気検査所を設立した。組合では、委員長に藤瀬政次郎（三井物産）、委員に小笠原菊次郎（日本棉花）、半田虎之助（半田）、宮本清次郎（内外棉）、岡田源太郎（タタ商会）、理事に山崎知遠（栄豊）が選出された。この検査所は、先に日本の各港に設立されていた検査所と同様の検査能力を持ち、紡績連合会が設置した検査所と連携しながら上海での検査体制を充実させるために設立された機関であった。

1907 年 9 月に各組合員は、棉花買付に際し、水気割合が不合格の棉花は取引をしないか、

---

<sup>43</sup> 例えば、1916 年度に漢口から直接日本に輸出された棉花は 1 割程度であったという（井村薫雄『漢口貿易便覧』漢口経済通信社、1917 年、189 頁）。

<sup>44</sup> 「上海紡績と清国棉水気排除」『大日本紡績連合会月報』（以下『月報』と記す。時期において書名が異なるが、本稿では『月報』と統一する）第 106 号（1901 年 7 月）、42 頁。

<sup>45</sup> 「上海に於ける棉花検査の概況」『月報』第 110 号（1901 年 11 月）、50 頁。

<sup>46</sup> 東亜同文会編『支那経済全書 第八輯』東亜同文会編纂局、1908 年、565-567 頁。

<sup>47</sup> 臨時産業『支那ノ棉花』其ノ三、48 頁。



もしくは、相当の値引きを行うことを総会で決議し、その内容を新聞広告に掲載することによって中国商人に公表した。また、1907年11月1日から上海より日本に輸入される棉花は検査所の検印及び検査証書が必ず必要となった。

しかし、以上のような取り決めにも関わらず、1907年度の水気含有問題を解決することはできなかった。なぜなら、1907年度の棉花生産は不作であったため、棉花価格が高騰し、先物取引された棉花の多くに水気が含有されたからである。また、不作に伴う棉花供給量の低下によって、日本商社は約束された割合の含有量を超える棉花であっても、買付けざるをえなかった。

翌年の1908年3月20日には大日本紡績連合会は、水気割合に関して、次のように取り決めた。水気の含有割合が12%までを合格品とし、12-13%迄は値引きを行った上で取引し、13%以上は取引を禁止とした。また、この決議に違反した組合員に対する罰則事項として、供託中の保証金の没収が設定された。

しかし、1908年度においても水気問題は容易に解決することはなく、1909年3月31日に検査所は閉鎖された<sup>48</sup>。本検査所が失敗した最大の要因は、本検査所を設置した組合に上海の紡績会社が加入しなかったことにある。上海の紡績会社の多くは原綿を買付ける際の手続きの煩雑さ等を理由に組合に加入することを望まず<sup>49</sup>、検査所を通らない棉花を買付け、また、検査所で不合格とされた棉花を安価で購入した。そのため、検査所の持つ機能は失われ、水気含有問題を解決することはできなかったのである。

検査所が閉鎖されると、不正棉花の割合はますます拡大し、輸出商及び紡績会社はともに損害を被った。そのため、綿業関係者全体で不正棉花問題に取り組む機運が高まった。

1911年3月6日に各国の綿業関係者は、怡和洋行に集まり、公立の検査所の設置、水気割合に関する規約、規約違反者に対する罰則等を取り決め、棉花悪混防止同盟会とともに上海棉花検査所を再度設立した。参加した代表的な綿業関係者は三井物産、日本棉花株式会社、瑞記紡織公司、鴻源紡織公司等であり、不正棉花排除組合の評議員に選出された。同盟会員は15%以上の水気を含有する棉花を輸出もしくは使用しないことを取り決め、12%を標準として、12-15%までの超過棉花に対しては、売り手に値引きをさせることを定めた<sup>50</sup>。その結果、上海に集荷された棉花の約10%が不合格棉として認定されたという。ま

<sup>48</sup> 「上海認定棉花水気検査所の撤廃」『月報』第200号（1909年4月）、1頁。

<sup>49</sup> 「支那に於ける諸政策」『月報』第299号（1917年7月25日）、80-81頁。

<sup>50</sup> 加藤『支那』、336頁。

た、上海税関は、8月下旬に上海水気検査所の検査証を具備しない棉花の輸出を許可しない旨の訓示を出した<sup>51</sup>。

以上の検査所の設置は、不正棉花の悪弊を阻止し、相当程度の効果を挙げたとされる<sup>52</sup>。1914年に同検査所が検査を行った94万4千担の水気含有状況は、12%以下が38万7千担(41%)、12%以上15%以下が53万8千担(57%)、15%以上が1万9千担(2%)であった<sup>53</sup>。こうした状況を踏まえて、綿花悪混防止同盟会は、更なる改善を求めて、1914年10月から不正棉花の基準を改め、標準棉花を11%、不正棉花を14%以上に設定した<sup>54</sup>。

1911年に設立された検査所の効果を示すように、図2では、1911年度以降、水気割合は12%前後に停滞し、水気の含有問題は沈静化していたように見える。では、この不正の一定の解消は、1911年以降の組織的対応によるものであったと考えてよいのであろうか。

1914年の不正棉花基準改定以降の水気割合について図2から再度検討すると、基準の割合が11%になった1914年度には一時的に減少するものの、1916-17年度には再度上昇に転じていた。このことは、水気問題の解消要因を組織的対応のみにもとめることができないことを示すと思われる。

そこで、次項では、組織的対応以外の要因について考察してみよう。

## (2) 品質情報の伝達による不正の解消 - 漢口および産地における棉花取引

### ① 繰綿工場建設とその機能

漢口では日本紡績業向けに棉花を調達する日本商社と中国国内市場向けに棉花を調達する中国商人との間で、競争が激化した結果、1900年代初頭には、漢口に集荷された棉花は以下のような状況に置かれていた。

「其(棉花 筆者注)の出廻荷の内水気を含有するもの殆ど七八割に達し受渡の際如何に注意を払ふも貨物に対して一々厳密なる検査を施し難き事情も有りて自然に水気含有の粗悪品を握ると多し此の如く清商の奸策は到る処に行るるにも拘らず当局の不干渉に過ぎたるいづれ何等の禁止防遏の諭告を發せし由を聞かす之か為め積出たる不良品中間々百斤に十四五斤の水分含有するものありて到底其奸を防くこと能ざる」<sup>55</sup>

<sup>51</sup> 「上海棉花水気検査実施期」『月報』第229号(1911年9月25日)、30頁。

<sup>52</sup> 井村『漢口』、186頁。

<sup>53</sup> 駒井『支那棉花』、171頁。

<sup>54</sup> 「上海水気棉花排除会総会」『月報』第261号(1914年5月)、48頁。

<sup>55</sup> 「漢口棉花状況」『月報』第143号(1904年7月)、25頁。

とあるように、7-8割が不正棉花であり、その水気割合は15%近くにまで達していた。漢口棉花を買付けた日本商社の中には、16%以上もの水気を含む漢口棉（裡河棉）を買付け、実際に大損を経験した商社もあったという<sup>56</sup>。

こうした状況の中で、各日本商社は支店を開設し、繰綿工場を設置した。結論から言えば、不正解消の要因はこの繰綿工場にあった。

繰綿工場は、先に記したように1880年代に一度上海に建設されていたが、工場建設は、下関条約で外国人の工場敷設経営権が認められるまで多くの問題を抱えていた。繰綿工場に関し、高村直助は、「繰綿工場設立に関する限りは、（下関条約第6条）第4項の規定は、波多野氏の主張よりも早い時点、条約交渉の時点において「すでに（繰綿工場は 筆者注）あまり必要でないものになってしまっていた」というべきであろう<sup>57</sup>と指摘している。さらに、下関条約以降、日本は繰綿工場ではなく、中国における紡績工場の建設を強く求めるようになっていた。そのため、繰綿工場建設の意義は軽視されてきた。しかしながら、繰綿工場建設は1900年代以降の輸出棉花取引において決定的に重要な機能を有していたのである。

先に記したように、1890年代以降、大阪中桐商店で生産された足踏み式繰綿機が中国に輸入され、一気に中国国内に普及した<sup>58</sup>。20世紀に入ると、中桐商店は漢口に繰綿工場を設置し、さらに、繰綿機の売り込みを行った。中桐式の繰綿機の普及に伴い、中国製の繰綿機による輸入代替が行われた。中東、中登等の商標を付した繰綿機の生産が始まり<sup>59</sup>、棉花行の経営する繰綿工場でも足踏み繰綿機が使用された。こうした繰綿機の普及に加え、日本商社による繰綿工場も建設された。

日本棉花株式会社は1904年7月25日に漢口に支店を開設し、初代支店長である馬場義興は繰綿プレス工場を設置して、買付けた中国棉の余分な水気を除去し、日本へ輸出することを試みた。馬場は漢陽府の繰綿業者に機械を貸付けるか、あるいは、中国人の名義を

---

<sup>56</sup> 「漢口支部報告」『支那経済報告書』第一号（1908年5月）、48頁。

<sup>57</sup> 高村『日本紡績業史』、238頁。引用中の引用部分は波多野善大『中国近代工業史の研究』東洋史研究会、402頁。また、下関条約以降の製造工場設置権の獲得交渉に関して、副島圓照「日本紡績業と中国市場」『人文学報』（京都大学人文科学研究所）第33号（1972年2月）、143-147頁を参照。

<sup>58</sup> 「漢口輸出棉花の激増」『月報』第147号（1904年12月）、22頁。

<sup>59</sup> 上海では中東という商標がつけられ（臨時産業『支那ノ棉花』其ノ一、江蘇省、34頁）、中国資本の繰綿工場の商標は、中桐の音に類似したものが多かった。

借りて繰綿工場を設置した<sup>60</sup>。こうした日本棉花株式会社の試みは成功し、日本棉花が取り扱う漢口棉は品質の良い輸出棉花として優位に立ったという<sup>61</sup>。また、三井物産も日本棉花に先行する形で繰綿工場の設置を計画し<sup>62</sup>、繰綿工場を建設した。

繰綿工場は、実棉を買集め、自ら繰って棉実を除去し、袋入りとして各自の店名及び商号を附して販売した。その結果、「此（漢口の繰綿工場 筆者注）の棉花は一般に水分少きを認められ、軋花廠（繰綿工場 筆者注）の棉花と云はば何人も安んじて取引しつあり」<sup>63</sup> と評されるようになった。

さらに、繰綿工場が設置されたことによる影響が3点指摘される。

「(一) は之（繰綿工場）に由りて定時定額の産出を仰くを得ると (二) は水分のなき佳良品を得る事 (三) は此繰綿を幾分か高価に売り捌くことを得は精良品高価格の手本を彼等一般に示すの媒と為すこと等の利益あるによる」<sup>64</sup>

(三) の影響が、繰綿工場が不正解消の要因となった根拠を示すものである。

つまり、繰綿工場を通じて、工場がどのような棉花を必要とし、どのような繰綿が高価格で売却されるのかを漢口の中国商人に示したのである。これによって、従来漢口で意識されることのなかった工業原料向けの棉花の品質情報と価格情報が中国商人に提供されることとなった。つまり、漢口の繰綿工場は、品質情報等を日本商人と中国商人の間で共有するための媒体となったのである。

しかし、漢口の繰綿工場の影響力は、次に述べるように、限定的であった。

## ②産地買付と水気含有の克服

漢口の繰綿工場に集められた棉花の多くは周辺で生産された実棉であり、周辺で生産された棉花であるがゆえに、実棉を繰綿することが可能であった。しかし、遠隔地で生産された実棉は、先に記したように、種子の部分は農村では重要な油分として消費されるため、遠隔地から実棉を輸送して、繰綿工場で繰綿することは困難であった。そのため、近隣の棉花の水気含有問題は繰綿工場の設置によって解消されたものの、遠隔地で生産され、生

<sup>60</sup> 「漢口棉花輸出業と外人の計画」『月報』第155号（1905年7月）、19頁。

<sup>61</sup> ニチメン株式会社社史編集委員会・社史編集部編『ニチメン100年：1892-1992』1994年、28頁。

<sup>62</sup> 三井文庫編『三井事業史 資料編四下』1971年、593-594頁。

<sup>63</sup> 東亜同文会編『支那省別全誌 湖北省』1918年、479頁。

<sup>64</sup> 「漢口棉花状況」『月報』第143号（1904年7月）、25頁。

産地で繰綿された後漢口に集荷された棉花には、依然として水気含有問題は存在していた。また、繰綿工場で繰綿された棉花は確かに水気含有問題を克服したものの、品質が不揃いという問題を新たに生み出していた<sup>65</sup>。

以上の二つの問題を克服したのが、日本商社による産地買付であった<sup>66</sup>。

拙稿で明らかにしたように、1900年代後半より、漢口に支店を置く日本商社は、棉花の生産地に進出して、棉花を直接買付ける産地買付を開始した<sup>67</sup>。

産地買付が可能となったのは、下関条約第6条第4項で外国人による工場敷設経営権が認められたためである。開港場および開市場への工場建設が可能となり、1900年代以降、漢口における支店の設置と工場建設を嚆矢として、中国内陸部の開市場に出張所とともに繰綿工場が建設された。この繰綿工場が産地買付を行うための拠点となったのである

繰綿工場建設の目的は言うまでもなく繰綿することにあつたが、棉花の産地買付において、繰綿工場は副次的な効果を有していた。副次的な効果とは、中国商人・小農に対して、A. 良質な棉花でなければ取引しないこと、B. 良質な棉花は高値で取引されること、の二つの情報を示すことであった。

こうした情報が中国商人や小農に上手く流れた要因は、農村市場における情報の流れる仕組みにあった。中国小農は、明清代以来、農村市場の定期市や鎮市から様々な商品情報を獲得し、農産物生産に反映していた。定期市や鎮市は、小農が情報を探索する場として機能していたのである<sup>68</sup>。開市場に建設された繰綿工場から定期市や鎮市に、日本商人が携えて持ってきた繰綿機によって、AとBの情報が各市に伝播し、農村の棉花生産に影響を与えた。1900年代末以降、繰綿工場と繰綿機を通じて、小農は市場で必要とされる棉花の情報（品質情報、価格情報）を獲得することが可能となったのである<sup>69</sup>。同時に、日本商社

---

<sup>65</sup> 「漢口支部」、48頁。

<sup>66</sup> 中国で最初に産地買付を開始したのは、日本棉花株式会社であった（三井物産『三井物産 6』1907年、296頁）。

<sup>67</sup> 瀬戸林「清末民初揚子江中上流域」、8-9頁。

<sup>68</sup> 古田和子「中国における市場・仲介・情報」三浦徹・岸本美緒・関本照夫編『比較史のアジア 所有・契約・市場・公正』東京大学出版会、2004年、215頁。

<sup>69</sup> さらに、繰綿工場は、繰綿歩合に関する情報を提供した。「米綿の優良なる品種は四十五パーセントの繰綿歩合を有し、その劣悪なるも二十五パーセントの繰綿歩合を有せり。商人又は繰綿業者か繰綿前に購入する場合には、優良品に対しても、之が代金は四十五パーセントの繰綿歩合を有するものとして支払うことなく、劣等品即ち二十五パーセントの繰綿歩合あるものにして支払うを常とす。農民は固より自己の損失を保護せざるべからずと雖も、見本として提出したる棉花が、幾何の繰綿歩合を有するやは、予め之を知ること能はざる・・・」（安原美佐雄『支那の工業と原料 第一巻上』上海日本人実業協会、1919

の繰綿工場は、産地で不正を行っていた鎮市の棉花行にも A と B の情報提供を行うこととなった。

日本商社の繰綿工場建設と繰綿機を携えた産地買付を通じて、棉花の水気含有問題は徐々に解消された。繰綿工場は以上のような機能を発揮したが、さらに、もう一つの情報を小農へと伝達する役割も果たした。項を変えよう。

### ③産地買付と米国種棉花

そもそも、日本商社による産地買付の目的は米国種棉花の買付であった。1890年代以降、中国政府等の主導によって、在来の在来種棉花に加えて米国種棉花の生産が開始されていた。しかし、日本商社の買付が活発ではなかった 1900年代前半までは、市場において在来種の価格が米国種の価格を上回り、さらに、米国種は手織綿布生産に適さない棉花であったため、小農の棉花生産では在来種が好まれていた。

しかし、日本紡績業の細糸生産が拡大するにつれ、その原料となる米国種棉花の需要が高まり、日本商社が買付ける棉花は米国種棉花にシフトしていくこととなった。漢口市場では米国種と在来種が混じって集荷されたので、均質で大量の米国種棉花を買付けることは困難であった。そのため、日本商社は生産地に直接出向いて棉花の産地買付を行ったのであった。特に、湖北省や湖南省、陝西省では、日本商社の産地買付が積極的に行われ、その買付の過程において、繰綿機が重要な情報伝達手段となった。

1910年代までに各地域に進出した日本商人を地域毎に分類しておこう。

湖北省の沙市には武林・日本棉花・安部・吉田・瀛華、宜昌には武林・瀛華、老河口には日本棉花・武林・吉田・黄泰・三井、樊城には日本棉花・武林・吉田・湯浅、蔡甸には三井・日本棉花・吉田・武林・茂木・半田、湖南省の常德・津市には三井、河南省の鄭州には三井・日本棉花・武林、陝西省には日本棉花が進出した。

この中で最も積極的に産地買付を行ったのは日本棉花株式会社であった。日本棉花は湖北省や湖南省等の漢口近隣の産地だけでなく、1910年代に中国最大の米国種棉花生産地となった陝西省に最も早く進出した。

1912年に日本棉花は陝西省に社員を派遣して、実地調査を行った。その結果をもとに、陝西省の謂南口・咸陽・三原に出張員を置き、三地域に繰綿工場を設置した。農民に対し

---

年、322-323頁)とあるように、繰綿工場が建設される以前は、正確な繰綿歩合を知ることは困難であった。

て資金を前貸し、あるいは種子及肥料の供給等の手段によって、米棉種の栽培を奨励し、「其生産棉花（米国種棉花 筆者注）の買入に従事したがために無智なる農民も、初めて米棉種棉花栽培の有利なるに目覚め、遂ひに今日の隆盛を見る基礎を作るに至つた」<sup>70</sup>のである。

陝西省における米国種栽培の普及に、日本棉花の前貸し等が一定の役割を果たしたことは確かである。この点に加えて、繰綿機による情報伝達が米国種栽培の普及に重要な役割を果たしたのである。先述したように、繰綿工場は A. 良質な棉花でなければ取引しないこと、B. 良質な棉花は高値で取引されること、を商人・生産者に示す媒体となった。産地買付の際に携帯した繰綿機もまた、このような機能を有していた。

前者の良質な棉花は水気を過剰に含まない棉花、つまり工場生産に適した棉花であり、後者の良質な棉花はそれと米国種棉花を指すと思われる。米国種棉花の価格は在来種棉花より約一割程度高価格帯にあり、価格が小農の棉花生産におけるインセンティブとして機能した<sup>71</sup>。

繰綿工場の機能に関して、さらに以下の事例を見てみよう。1900年代以前にはあまり重要な供給地ではなかった樊城には、武林洋行が進出した。武林洋行は1911年に漢口で初めて米国種棉花と在来種棉花を区別して買付を行い、米国種棉花市場を創出した商社として知られる。武林は1917年に樊城出張所を開設し、棉花買付を開始した。しかし、漢水中流域に位置する樊城に集荷された棉花には人為的に水気や棉実等が混入されていたため、開業早々損失を被ることとなったという。こうした悪習慣を打破するために武林洋行が選択した戦略は、繰綿工場の建設であった。

武林洋行が1918年に開設した繰綿工場で繰綿された棉花は、漢口市場で他の棉花より1担当たり1両の高値で取引されたという<sup>72</sup>。武林洋行が設置した繰綿工場の機能に関して、以下のように指摘されている。

「右ノ事業（繰綿業 筆者注）ハ同地方ニ於ケル棉花ノ品質改良上貢献スルトコロ少ナカラサルカ更ニ一歩ヲ進メテ此ノ軋花廠（繰綿工場 筆者注）ヲ利用シテ優良種子ノ普及ヲ企ツルカ如キ挙ニ出テナハ最意義アル事業タルニ至ルヘシ」<sup>73</sup>

<sup>70</sup> 大島讓次「棉花を中心に観た天津及奥地経済事情（9）」『棉花を中心に観た天津及奥地経済事情』（東洋文庫蔵）、2頁。

<sup>71</sup> 瀬戸林「清末民初揚子江中上流域」、20頁；同「20世紀初頭華北産棉地帯」、40頁を参照。

<sup>72</sup> 臨時産業『支那ノ棉花』其ノ二、湖北省、50頁。

<sup>73</sup> 臨時産業『支那ノ棉花』其ノ二、湖北省、50頁。

とあるように、繰綿工場が水気含有の不正を解消させただけでなく、米国種棉花栽培の優位性という情報を伝達する機能も有していたことがわかる。

武林洋行は、樊城では繰綿工場を建設し、産地買付を行ったが、湖北省西部に位置する開港場であった宜昌近辺では、武林は次のような買付を行った。

「武林洋行ハ棉花改良ノ目的ヲ以テ昨年（1917 or 1918 年 筆者注）米国棉種子（宜昌附近産）五十担（二百串文）ヲ買入シ宜都及其上流ノ在来棉種ヲ栽培セル地方ニ配布シテ試作セシメタリコレニハ取引先ノ花行ニ託シテ農家ニ種子ヲ与へ生産棉花ハ相当価格ニテ買取ルコトヲ約束スルト同時ニ種子ヲ搾油ノ目的ニ供シタル場合ニハ其代価ヲ弁償セシムルコトトナシタリ右頒種ノ結果ハ米国種棉花栽培ノ有利ナルヲ知ルニ至リシモノ少ナカラスシテ相当ノ効果ヲ収メタルモノノ如シ」<sup>74</sup>

とあるように、米国種の種子を配布するのみで、繰綿工場の建設を行うことはなかった。

宜昌が位置する湖北省西部には、漢口や沙市の棉花商を通じて、1910年代中葉には米国種棉花に関する情報はすでに行き渡っていた。武林による種子の配布は、上記の史料に「在来棉種ヲ栽培セル地方」にて行われたとあるように、在来種から米国種への作付け転換を促すために行われたと考えられる。つまり、米国種棉花が一般的に認知された地域では、情報提供という機能を有する繰綿工場を建設する必要はなかったのである。

このことは、繰綿工場と産地買付との関係において、先ず、開港場や開市場の繰綿工場と産地買付の際の繰綿機を通じて、棉花に関する情報が産地に提供され、水気を過剰に含まない棉花でなければ取引しないこと、米国種棉花は高価格で取引されること等が産地の中国商人や小農に認識され、そののち、産地買付に伴う種子の配布、前貸し等によって、米国種棉花生産が拡大するという経路を辿ったことを示している。

### （3）小括

最後に、組織的対応と棉花の品質情報・価格情報が不正解消に与えた影響について見ていきたい。それぞれが与えた影響は、図2における1915年以降の水気割合の変動に顕著にあらわれている。先述したように、1914年10月から不正棉花の基準が改められ、その効果を示すように、1914、15年度の水気割合は減少した。しかし、1916年度以降水気割合は増加に転じた。このことは、組織的対応の限界を示している。

再度増大した理由は、1916年以降の漢口棉花輸出の拡大にあった。1915年までは漢口の

<sup>74</sup> 臨時産業『支那ノ棉花』其ノ二、湖北省、142頁。



輸出棉花は 50 万担を超えることはなかったが、1916 年、17 年には約 80 万担、18 年には 100 万担に達した。急激な輸出の拡大は、従来日本商社が産地買付を行っていなかった新たな地域での棉花買付を促した。例えば、1917 年における武林洋行の樊城への進出は、日本商社の産地買付の拡大の事例である<sup>75</sup>。開業当初、樊城に集荷された棉花の多くに水気が多く含まれていたように、新しい地域で産地買付された棉花が、水気割合を押し上げたのであろう。そのため、図 2 が示すように 1916 年度から水気割合はわずかながら増加している。

しかし、図 2 から 1900 年代後半と 1910 年代を比較すると、水気含有問題は 1910 年代に縮小し、また、1916 年以降、輸出量が 2 倍に増加したにもかかわらず、水気割合は微増に留まっていた。この理由は、市場で求められる棉花の情報が、日本商社による繰綿工場建設と産地買付を通じて、徐々にではあるが確実に生産者や商人に認識され、品質がよければ高価格で取引されるという信頼が日本商社と中国商人・小農との間に形成されつつあったからであろう。そのことを示すように、輸出棉花取引における水気含有問題は解消に向かい、1918 年度には再度 12%程度まで減少した<sup>76</sup>。

## 結論

1890 年代以降、東アジア市場における棉花需要の拡大に伴って、中国輸出棉花取引で水気含有問題が発生した。

不正発生の要因は、需要の拡大に伴う競争の進展による取引方法の変化にあった。つまり、現物取引から先物取引への転換である。従来、中国では市場価格がある一定の価格を下回ると水気の含有が行われ、こうした行為は、価格変動リスクを回避するための方法であった。先物取引が始まると、取引時の市場価格が先物価格を上回った時、その損失を補

---

<sup>75</sup> 三井物産もまた、1917 年に漢水中流域の老河口に進出していた（三井物産『三井物産 11』1917 年、283 頁）。

<sup>76</sup> なお、その後の状況を簡単に触れると、1919 年以降、輸出棉花取引を取り巻く状況は大きく変わった。1919 年に中国紡績業は黄金期を迎え、紡績業が急速に発展し、中国で生産された棉花の多くは国内向けに転じ、漢口から輸出された日本向け棉花は減少し、さらに輸出棉花は、紡績業に比してそれほど厳格に品質を問われない中入れ綿や脱脂綿等の原料棉花（裡河綿）に代わっていた<sup>76</sup>。こうした状況は黄金期が終息した 1923 年以降も継続され、日本向け輸出量は回復したが、その 7 割以上が紡績業向けではなく、脱脂綿や中入れ綿等の原料となる棉花であったという。そのため、水気含有問題は、輸出棉花取引における問題から、国内の紡績業向け棉花取引における問題に移行した。1920 年代以降も水気含有問題は存在していたであろうが、1935 年頃には水気の含有割合は、平均 11.71%から 12.41%であったという（曾兆祥主編『湖北近代経済貿易資料選輯（1840-1949） 第二輯』湖北省志貿易志編輯室、1984 年、106 頁）。

填するために、小農や棉花行は棉花に水気を含有させた。その結果、図 1 が示すように、慢性的に水気の含有が行われる構造が形成されたのである。

しかしながら、水気の含有は中国で慣習的に行われていた価格変動リスクを回避するための手段であって、決して、積極的に相手を騙そうとした不正行為ではなかった。買付商人が水気を含まない棉花を市場で求めた結果、顕在化した「不正行為」であったのである。

こうした不正に対し、最終輸出港である上海には、水気棉花を取り締まるための組合や検査所等の調査機関が設置されたが、1900年代を通じて、不正を取り締まることは困難であった。1911年に設置された上海棉花検査所によって、不正は沈静化したように見えたが、1910年代の水気含有割合の変動が示すように、必ずしも組織的対応だけで問題が解消したとはいえなかった。

不正が解消した要因はむしろ、日本商社による繰綿工場の建設、そして、産地買付の際に携帯された繰綿機にあったといえよう。繰綿工場等によって流された棉花の品質情報や価格情報は、市鎮等の情報を探索する場を通じて、小農や、産地や開港場の棉花行に伝達され、水気含有問題は解消に向かった。

本論中に記した A と B の情報によって、水気含有問題が解消しただけでなく、輸出向けに特化した米国種棉花の生産も開始された。また、1916年以降の急激な輸出拡大期における日本商社の新たな産棉地帯への進出と産地買付を行った地域の拡大を通じて、各情報は広範に広がり、産棉地帯で共有されたのである。

本稿で対象とした水気含有問題は、不正行為を懲罰の対象として排除する方法（組合や検査所の設置）から、繰綿工場や繰綿機を用いた情報の伝達によって有利な取引が現実成立することを示し、不正行為の発生そのものを減らす方法へと問題解決方法を転換することによって解消へと向かった。つまり、水気含有のように慣習的に行われていた行為が不正として顕在化した場合、懲罰的な方法では限界があり、正直に取引をすれば得をするというポジティブ・インセンティブを説得的に示す努力を行って初めて不正は解消へと向かったのである。

こうした不正の発生と解消を通じて、日本商人と中国商人・小農との間に、品質がよければ高価格で売買されるという信頼が芽生え始め、棉花市場において信頼を重視する市場が萌芽したのである。